

入札条件

本件入札に関し、入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、川西町財務規則（昭和39年規則第4号）及び川西町契約に関する規則（昭和39年規則第1号）に定めるもののほか、本条件に定めるところによる。

- 1 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 3 入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 4 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者の入札
 - (2) 入札書に記名押印のない入札又は入札書中要領を知得できない入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札した者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 7 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 8 正当な理由がなく期限までに契約を締結しないとき、契約の履行にあたり重大な過失により事業の執行に支障をきたしたときは、非指名措置とする場合がある。